

参加者募集中

第15回志市民健康カントリーマラソン大会

●問い合わせ先 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎248-5555

マラソン競技を通して市民の体力づくり・健康増進の意識向上・親睦融和を図ることを目的として、毎年恒例の市民健康カントリーマラソン大会を開催します。たくさんの参加をお待ちしています。



と き 令和4年1月8日(土)

受け付け開始時間 午前7時45分～
(詳しくは受け付け時にお知らせします)

と ころ 県農業公園カントリーパーク

対 象 市内在住・在学・在勤者

参加費
小・中学生 500円(保険料含む)
高校生・一般 1,000円(保険料含む)
ファミリーの部 大人1人・子ども1人1,500円(保険料含む)

コース・部門

コース	部 門	コース	部 門
A 1.5km	1) 小学校低学年男子の部(3年生以下)	D 3km	7) 中学生男子の部
	2) 小学校低学年女子の部(3年生以下)		8) 高校生以上男子の部
	3) ファミリーの部(大人1人に対し、5歳以上小学3年生以下1人まで)		9) 40歳以上男子の部
B 1km	4) 車イスの部(小学生以上男女)		10) 中学生女子の部
	5) 小学校高学年男子の部(4年生以上)		11) 高校生以上女子の部
C 2km	6) 小学校高学年女子の部(4年生以上)		12) 40歳以上女子の部

※各部門の参加申し込みは、ひとり1部門の参加となります(ファミリーの部のみ重複申し込み可能)

申込方法 下記申込先に備え付けの参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えてお申し込みください。※郵送での申し込みはできません

申 込 先 ①市総合センターヴィーブル 生涯学習課
受付時間 午前8時30分～午後5時(土日も受け付け可)
②御代志市民センター・泉ヶ丘市民センター・須屋市民センター・黒石市民センター・野々島市民センター・栄市民センター「みどり館」
受付時間 午前8時30分～午後5時まで(休館日および土日・祝日以外)

申込期限 12月17日(金) 午後5時
申 込 期 限 少雨決行です。新型コロナウイルス感染拡大状況によっては中止となる可能性があります。中止の場合は、午前7時にホームページなどでお知らせします。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開会式・閉会式は行ないません。そのため、おたのしみ抽選会は実施しません。



参加申込書は市ホームページからもダウンロードできます

貴重な文化財を保護するために



開発・工事を行なう際は埋蔵文化財の確認をしてください

●問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習班(ヴィーブル内) ☎(248)5555

埋蔵文化財包蔵地とは遺跡を包蔵する土地のことを指し、貴重な国民共有の財産です。市内ではおよそ100カ所確認されています。ここでは、埋蔵文化財に関する必要な手続きと留意事項について説明します。

①埋蔵文化財包蔵地照会

開発する土地が包蔵地に該当するかどうかを事前に確認し、遺跡が壊されることを防ぐ必要があります。その確認作業を、埋蔵文化財包蔵地照会といいますが、埋蔵文化財の保存にあたって欠かせないものです。市の埋蔵文化財包蔵地照会図を閲覧したい場合は必ず申請してください。

必要なもの

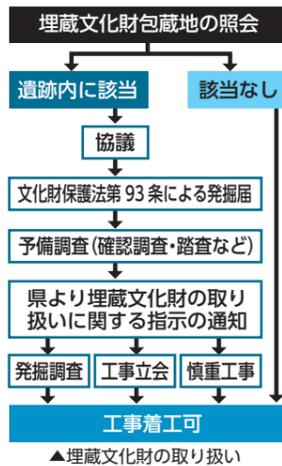
- ・埋蔵文化財包蔵地照会申請書
- ・位置図

申請方法

持参・メール・ファクス・郵送

②埋蔵文化財包蔵地で開発行為を行なう場合

文化財保護法93条に着工の60日前までに必ず『埋蔵文化財発掘の届出』の提出が必要と定められています。埋蔵文化財包蔵地照会後、照会地が包蔵地に該当し、開発行為を行なう場合に必要



※それぞれの様式は市ホームページからダウンロードできます。



な届出です。近年、着工前に届出をせず、遺跡が壊されるケースが増えています。開発・工事を行なう際は、必ず届出を忘れないようにしてください。

必要なもの

- ・届出様式(熊本県教育長宛て、合志市教育長宛ての計2部)
- ・位置図、配置図、基礎状況図、基礎断面図

申請方法

持参・メール・郵送

①②の申請先

〒861-1116 福原2922番地 ヴィーブル内
合志市役所生涯学習課生涯学習班
✉gakusyuu@city.koshi.lg.jp
☎(248)5450

お気軽にご相談ください

成年後見制度に関する相談会

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班(ヴィーブル内) ☎(248)1126

成年後見制度とは、認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない人が、財産管理や施設の入所契約などを自分で行なうことが難しい場合に、本人が不利益を受けないよう支援し保護する制度です。成年後見制度に関する疑問や心配、悩みなどの相談に司法書士が応じます。

相談例

・成年後見制度や利用方法を知りたい

- ・自分が認知症になった時が心配
- ・相続や遺言について知りたい
- ・認知症や障がいのある家族のことが心配 など

▼とき 11月30日(火) 午前中

※予約制です。事前申し込みが必要

▼ところ ヴィーブル1階 相談室

▼申し込み方法

高齢者支援課包括支援センター班に電話でお申し込みください。

ぜひ、あなたの力を貸してください

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎(248)1813

各種統計調査に従事する、登録統計調査員を募集しています。

統計調査員は調査対象を訪問し、調査票の記入依頼や回収などを行ないます。統計調査員として登録した人には、調査が行なわれる際に優先して調査業務を依頼します。

県知事または市長から任命される非常勤の地方公務員となり、調査に従事した人には報酬が支払われます。(報酬の額は日数や調査対象などにより異なる)

▼登録できる人

- ・満20歳以上の人
- ・市内で調査活動ができる人
- ・警察、税務、興信所などの業務に従事していない人
- ・選挙に直接関係のない人
- ・その他調査活動に支障がない人